

第二十六回国会 建設委員會議録第十七号

昭和三十三年四月十二日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 薩摩 雄次君

理事 内海 安吉君 理事 荻野 豊平君

理事 瀬戸山 三男君 理事 二階堂 進君

理事 前田 榮之助君 理事 三鍋 義三君

理事 逢澤 寛君 生田 宏一君

大高 康君 志賀 健次郎君

徳安 實藏君 中島 茂喜君

中村 寅太君 松澤 雄藏君

山口 好一君 井谷 正吉君

小川 豊明君 中島 巖君

山下 榮二君

出席國務大臣 南條 徳男君

建設事務官 (計画局長) 町田 稔君

建設事務官 (道路局長) 富樫 凱一君

建設事務官 (住宅局長) 鬼丸 勝之君

事務取扱

委員外の出席者

建設事務官(道路局長) 三橋 信一君

建設事務官(住宅局長) 山口 乾治君

専門員

四月十二日

委員日野吉夫君辞任につき、その補欠として小川豊明君が議長の名目で委員に選任された。

四月十一日

駐車場法案(内閣提出第一四二号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
高速自動車国道法案(内閣提出第八一号)

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)
建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)(予)
日本道路公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三六号)
駐車場法案(内閣提出第一四二号)
新潟県分水町及び北海道、木古内町の火災による被害状況聴取

○薩摩委員長 これより會議を開きます。

高速自動車国道法案、道路整備特別措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。両案に対する質疑は前会においてすでに終了いたしました。

これより両案を一括して討論に付します。討論の通告がございますから、これをお許しいたします。瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 たいま議題になっております二法案につきまして、自由民主党を代表して賛成の意見を表明いたします。

この高速自動車国道法案は、さきに成立いたしました国土開発縦貫自動車道建設法に伴って提案されておるものでありまして、日本の道路網と申しますか、輸送道路の整備のために提案された、日本の道路政策の上においてまさに画期的な法案であります。そうい

う意味におきまして、非常に道路政策のおくれておるわが国においては、おられておるといふ印象がありますけれども、非常に時宜に適した措置であるという意味で全面的に賛成をいたすわけでありまして、ただこの際は政府に希望を申し上げておきますが、こういう大計画をするための法律が成立いたしました後に、その計画、整備については強力に推進してもらおうとでありまして、一日も早くかような道路整備が完了するということは、申し上げるまでもなく、日本の経済、産業、文化に非常に大きな影響を及ぼすこととありますから、できるだけすみやかにさような計画を立て、そうしてこれを強力に実施することを努力をお願いしたい。と同時に、当委員会におきましてもいろいろ御意見、御議論があったのであります。かような大計画を遂行する場合において、往々にして、国家の大きな目的であるから個人の権利をある程度侵害、という

と語弊がありますが、犠牲にしてもやむを得ないという思想が現われがちであります。私はこういう大事業、大計画を国家、国民のために遂行する場合においては、国民が喜んでこういう大計画の遂行に協力し得る態勢を整えてやるべきものである。いいかえましますと、先般いろいろな委員諸公から御意見はありましたが、土地の買収あるいは補償等においては、率先して国家がその関係者をいたわるといふような気持ちで十分なる措置をとり、そうし

てそういう関係者も喜んでかような大国家目的に協力ができるような方策をとられんことを特に希望をいたしておきます。

道路整備特別法の一部を改正する法律案は、この高速自動車国道法案の成立に伴いまして、その実施に当っては、現在あります日本道路公団にその建設、管理をさせる方が適切である現在においては、これも適宜な措置と思

いますので、両法案とも賛成をいたすわけでありまして。

○中島(慶)委員 私は日本社会党を代表して、たいま議題となっている高速自動車国道法案並びに道路整備特別措置法の一部を改正する法律案に対して賛成の討論をなすものであります。

現在わが国の道路に関する法律として、建設省の所管する道路を規制する道路法、並びに運輸省の所管する自動車道を規制する道路運送法の二法律があります。しかるに近時、陸上輸送は自動車輸送の占める分野が飛躍的に上昇し、今後の道路行政は、自動車輸送を重点に、中心に行わなければならない段階となったのであります。加うるに、以上の情勢下において、国会においては構想勇渾なる衆議院四百三十名提案になる、日本百年の大計樹立のバック・ボーンともいふべき国土開発縦貫自動車道建設法が先月二十九日に成立したのであります。かような情勢下において、政府はたいま議題となつておる高速自動車国道法案並びに

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案を提案されたのであります。この法案提出によって政府の意図するところは、審議の過程における建設大臣の答弁を通じて十分了承できるのであります。のみならず、世界の交通情勢、なかんずく高速自動車交通の現況から見れば、むしろおそい感があるのであります。しかしながら、法案の審議に当って感じたことは、法律的に了解のできない幾多の点があったこととあります。この高速自動車国道法案を提出したる政府の意図は了解するも、なお法律的に明瞭を欠く理由の第一点は、現在の道路法の一部として高速自動車国道法であることとあります。すなわち現在の道路法は大正八年に成立したものであります。その後昭和二十七年に修正されているが、このときの修正事項は自動車交通に何ら触れていないのであります。すなわち、三十数年前に成立したる道路法の一部門として法規制を受けるべき高速自動車国道法案であるところに、根本的に無理があると考えるのであります。

第二点といたしまして、従来の社会通念として、道路法は道路の定義を第二条において「一般交通の用に供する道」と規定してある。すなわち道路法の道路は混合交通の道路を考へていました。また道路運送法第二条第八項は「もっぱら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道」と規定してあります。すなわち自動車道は道路運送法の法規制を受けるものであ

と考えていたものであります。この二つの法律の現存している今日、ここに道路法の一部門として高速自動車国道法を成立せしめ、ある自動車道は建設省で管理し、またある自動車道は運輸省で管理しなければならぬという事態を生ぜしめたことも、法の明確を欠く第二の理由と考えるのであります。思うに、わが国の自動車専用道路が後進国たるエチオピア、フィリピン等よりもはるかにおかれて、国で管理する自動車専用道路が皆無という状態にあることも、この二つの法律のためにむしろ本日まで阻害をされてきたものと考えられるのであります。また二十二国会で衆議院総意の提案ともいふべき国土開発縦貫自動車道建設法案が五国会にわたって難航したのも同様の理由であると思ふのであります。

以上の意味におきまして、政府は他

日すみやかに道路行政の一元化を主眼として関係法規の改廃を断行し、道路関係法規の体系の整備を要望いたしまして、両法案に賛成の討論をいたすものであります。

○薩摩委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより両案を一括して採決いたします。高速自動車国道法案、道路整備特別措置法の一部を改正する法律案の両案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○薩摩委員長 起立総員。よって両案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお両案に関する報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○薩摩委員長 御異議なしと認めます。それでは政府より提案の趣旨説明を聴取いたします。南條建設大臣。

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 駐車場整備地区(第三条)
第三章 路上駐車場(第四条)
第四章 路外駐車場(第十条)
九条

第十九条
第五章 大規模の建築物における駐車施設の附置(第二十条)
第六章 罰則(第二十一条―第二十四条)

附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に關し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)
第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

三 道路 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。

四 自動車 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)第二条第五項の自動車のうち、自動二輪車及び軽自動車以外のものをいう。

第二章 駐車場整備地区
(駐車場整備地区)
第三条 建設大臣は、建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十八条第一項の商業地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区について、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため必要があると認めるときは、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その長。以下同じ)の申出に基き、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の定める手続によつて、都市計画の施設として駐車場整備地区を指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出をしようとする場合においては、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

3 建設大臣は、第一項の規定による指定をしようとする場合においては、あらかじめ、国家公安委員会の意見をきかなければならない。

第三章 路上駐車場
(路上駐車場設置計画)
第四条 前条第一項の規定により駐車場整備地区が指定された場合においては、都道府県知事は、その駐車場整備地区につき、政令で定める基準に従い、その地区内にある路外駐車場によつては満たされない自動車の駐車需要に應ずるために必要な路上駐車場の配置及び規模に關する計画(駐車料金の徴取に關する計画を含む。以下「路上

駐車場設置計画」という。)を定め、建設大臣の承認を受けなければならない。この場合において、建設大臣は、承認をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の意見をきかなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により路上駐車場設置計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、都道府県公安委員会及び関係のある道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により路上駐車場設置計画について建設大臣の承認があつた場合においては、建設大臣の承認があつた場合においては、道路管理者である地方公共団体(一級国道又は二級国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その市。以下同じ)は、その路上駐車場設置計画に基いて路上駐車場を設置するものとする。

2 道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により当該地

4 前三項の規定は、路上駐車場設置計画を変更しようとする場合及びその変更について建設大臣の承認があつた場合について準用する。

第五条 前条第一項の規定により路上駐車場設置計画について建設大臣の承認があつた場合においては、道路管理者である地方公共団体(一級国道又は二級国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その市。以下同じ)は、その路上駐車場設置計画に基いて路上駐車場を設置するものとする。

2 道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により当該地

2 道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により当該地

2 道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により当該地

方公共団体が路上駐車を設置しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

3 道路管理者である地方公共団体は、駐車場整備地区内の路外駐車場が整備されるに際して、逐次路上駐車を廃止するものとする。この場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

第六条 道路管理者である地方公共団体は、条例で定めるところにより、前条第一項の規定により設置した路上駐車場に自動車に駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。

一 道路交通取締法第十条第三項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合
二 深夜その他の自動車交通の少ない時間であつて政令で定める時間内において駐車する場合
三 前項の駐車料金の額は、駐車一時間につき五十円をこえない範囲内で政令で定める額をこえてはならない。

3 道路管理者である地方公共団体は、条例で定めるところにより、不法に第一項の駐車料金を免かれた者から、その免かれた額のほか、その免かれた額の二倍に相当する額を罰金として徴収すること

とができる。
4 道路法第七十三条の規定は、第一項の規定による駐車料金及び前項の規定による罰金について準用する。
(駐車料金等の使途)
第七條 道路管理者である地方公共団体は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により徴収した駐車料金及び同条第三項の規定により徴収した罰金を、路上駐車場の管理に要する費用に充てるほか、駐車場整備地区内の地方公共団体の設置する路外駐車場の整備に要する費用に充てるように努めなければならない。
(路上駐車場の表示)
第八條 道路管理者は、路上駐車場の位置を表示するため、道路法第四十五条の規定による道路標識及び区画線を示さなければならない。

2 前項に規定するものは、道路管理者である地方公共団体は、建設省令で定めるところにより、駐車料金その他路上駐車場の利用について必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。
(政令への委任)
第九條 この章に定めるもののほか、路上駐車場の設置その他路上駐車場の必要事項は、政令で定める。

第十條 建設大臣は、第三条の規定により駐車場整備地区を指定した場合においては、その地区内の長時間の自動車の駐車需要に應ずるために必要な路外駐車場の配置及び規模を都市計画として決定しなければならない。
2 地方公共団体は、前項の都市計画に基いて、路外駐車場の整備に努めなければならない。
(構造及び設備の基準)
第十一條 路外駐車場に自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においては、それらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。
(設置の届出)
第十二條 都市計画法第二条の都市計画区域内において、前条の路外駐車場での利用について駐車料金を徴収するものを設置する者(以下「駐車場管理者」という)は、あらかじめ、運輸省令・建設省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。

第十四條 駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開しようとするときも、また同様とする。

第十五條 駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

第十六條 駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に關し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合は、賠償については、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることができる。
(道路の地下等の占用)
第十七條 都市計画として決定された路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十二条又は都市公園法第七条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。
(立入検査等)
第十八條 都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に關係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に關し検査をさせることができる。

第一 路外駐車場の名称
二 駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)
三 路外駐車場の供用時間に関する事項
四 駐車料金に関する事項
五 前号に掲げるものは、路外駐車場の供用契約に関する事項
六 前各号に掲げるものは、運輸省令・建設省令で定める事項
三 前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。
四 駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。
(休止等の届出)
第十四條 駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開しようとするときも、また同様とする。

規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。
第十六條 駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に關し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合は、賠償については、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることができる。
(道路の地下等の占用)
第十七條 都市計画として決定された路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十二条又は都市公園法第七条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。
(立入検査等)
第十八條 都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に關係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に關し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(是正命令)

第十九条 都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反しているとき、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができ、この場合において、都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができ、

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、駐車場管理者に対し、弁明のため自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
第五章 大規模の建築物における駐車施設の附置
第二十条 地方公共団体は、駐車場整備地区内及びその周辺の条例で定める区域内において、延べ面積が三平方メートル以上の建築物の新築をし、又は延べ面積が三平方メートル以上の増築をしようとする者に対し、条例で、その建

築物又はその建築物の敷地内に自動車用の駐車場のための施設を設けなければならない旨を定めることができる。
2 建築基準法第三条第三項の規定は、前項の規定に基く条例の施行又は適用の際現に新築又は増築の工事中の建築物が当該条例の規定に適合しない場合について準用する。
第六章 罰則
第二十一条 第十九条第一項の規定による都道府県知事の命令に従わなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。
第二十二条 第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。
第二十三条 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。
第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。
附則
1 この法律は、公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(路外駐車場に関する経過措置)

2 この法律の施行の際都市計画区域内において現にその利用について駐車料金を徴収する路外駐車場に自動車用の供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものを設置している者は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、第十二条及び第十三条の規定による届出をしなければならぬものとし、それまでの間は、これらの規定による届出をして業務を営んでいるものとみなす。
3 建築基準法第三条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の際現に存する路外駐車場(自動車の駐車用の供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに限る。以下この項において同じ。)又はこの法律の施行の際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合しない場合について準用する。
(道路交通取締法の一部改正)

4 道路交通取締法の一部を次のように改正する。
第二十一条第二項に次のただし書を加える。
但し、駐車場法(昭和三十三年法律第 号)第二条第一号の路上駐車場について制限を行う必要があるときは緊急を要する場合の外、あらかじめ、当該路上駐車場を設置した道路管理者である地方公共団体の意見をきかなければならない。
(建設省設置法の一部改正)

5 建設省設置法(昭和三十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第五号の五の次に次の一号を加える。
五の六 駐車場法(昭和三十三年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。
(土地収用法の一部改正)

6 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
第三条第一号中「一般公共の用に供する駐車場」を「駐車場法(昭和三十三年法律第 号)による路外駐車場」に改める。
(道路法の一部改正)

7 道路法の一部を次のように改正する。
第四十五条の見出し中「道路標識」を「道路標識等」に改め、同条第一項中「道路標識」の下に「又は区画線」を加え、同条第二項中「道路標識」の下に「及び区画線」を加える。
○南條国務大臣 たいだいま議題になりました駐車場法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明いたします。
わが国における自動車の保有台数は、毎年三十万台をこえる増加を示し、現在では百六十万台余に達しておりますが、大都市にその中心部にこれらの自動車が集積し、これがため市街地の道路交通は著しく混雑して参り、もはやこれを放置することを許さない状態に立ち至っております。
都市内の自動車交通が混雑し、道路交通が円滑を欠くに至りますと、都市

における業務機能を低下せしめ、ひいては、公衆の利便を著しく阻害することとなるのであります。
都市内の道路交通の混雑を招来している大きい原因は、道路上に自動車が無秩序に駐車していることにより、他の自動車の通行が阻害されていることにあるのであります。大都市においては、従来も一部において自動車駐車場の建設が進められて参つておりましたが、これらのみによつてはとうてい都市の中心部における自動車の駐車需要を満たすことができない現状であります。
政府といたしましては、以上申し述べました現状に対処するため、都市の中心部における自動車の駐車のための施設の整備に関し総合的施策を講ずることとし、ここに駐車場法案を提出した次第であります。
次に、この法律案の要旨について御説明いたします。

まず第一に、駐車場整備地区の制度を設けたことであり、建設大臣は、商業地域内において自動車交通が混雑する地区について、都市計画法で定める手続によつて、都市計画の施設として駐車場整備地区を指定することができるとし、路上駐車場及び路外駐車場の整備と大規模建築物に対する駐車施設の付置を総合的に行うこととしたのであります。
第二に、路上駐車場を設けることができることとしたことであり、都道府県知事は、駐車場整備地区について路上駐車場設置計画を定めて建設大臣の承認を受けるものとし、道路管理者である地方公共団体は、この計画に基いて路上駐車場を設置し、そ

る法律の施行の際都市計画区域内において現にその利用について駐車料金を徴収する路外駐車場に自動車用の供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものを設置している者は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、第十二条及び第十三条の規定による届出をしなければならぬものとし、それまでの間は、これらの規定による届出をして業務を営んでいるものとみなす。
建築基準法第三条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の際現に存する路外駐車場(自動車の駐車用の供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに限る。以下この項において同じ。)又はこの法律の施行の際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合しない場合について準用する。
(道路交通取締法の一部改正)

の利用者から駐車料金を徴収すること
ができることといたしました。

第三に、路外駐車場の整備について
所要の規定を設けたことであり、

建設大臣は、駐車場整備地区内の路外
駐車場の配置及び規模を都市計画として

決定し、地方公共団体はこれに従っ
て路外駐車場の整備に努めなければな

らないことといたしました。

また一定規模以上の路外駐車場の構
造及び設備は、政令で定める基準によ

らなければならぬものとし、路外駐
車場に駐車する自動車の安全をはかる

ことといたしました。

次に、一定規模以上の有料の路外駐
車場を設置する者は、都道府県知事に

その設置及び管理に関する事項につい
て届出を行うものとし、その駐車場を

一般公共の用に供するように管理する
とともに、寄託された自動車の保管に

関する賠償責任を加重して、利用者の
利益の保護をはかるようにいたしま

した。

なお都道府県知事は、路外駐車場の
施設の維持、保全または業務の運営が

本法の規定に違反していると認めると
きは、その施設または業務の改善命令

を発する等の監督のための措置を定
め、あわせて利用上危険な施設につい

て供用停止を命ずることができると
いたしました。

第四に、大規模の建築物における駐
車施設の付置に關し定めたことであり

ます。地方公共団体は、駐車場整備地
区及びその周辺において一定規模以上

の大建築物が建築されるに際して、そ
の建築物に駐車のための施設の付置を
義務づける条例を制定することができ
るよういたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及び
その要旨であります、何とぞ慎重御
審議の上すみやかに御可決されるよう
お願いいたします。

○薩摩委員長 本案に対する質疑は次
회에談ることといたします。

○薩摩委員長 次に建築基準法の一部
を改正する法律案を議題とし審査を進

めます。質疑の通告がありますからこ
れをお許しいたします。三編義三君、

○三編委員 ただいま議題になりました
建築基準法の一部を改正する法律案

につきまして若干の質問をいたしたい
と思ひます。本改正案によりまして、

今まで道路内にまたは道路に突き出し
て建築することは原則として禁止され

ておつた建築物、それが若干緩和され
まして、公共用歩廊及び新たに政令で

定める建築物で安全上、防火上もしく
は衛生上他の建築物の利便を妨げ、そ

の他周囲の環境を害するおそれがない
と認められたものについては、特定行

政庁があらかじめ建築審査会の同意を
得て許可した場合に限ってこの規定が

ら除外していいこう、こういうことが第
一点であると思ひますが、た

とえば道路の上空を使用する場合、こ
の取扱いに關するところのために施行

令の一部改正といったようなものが必
要だと思ひますが、これにつきま

すどうにお考えになつておるか、ま
ずお尋ねしたいと思ひます。

○鬼丸政府委員 今回提案されました
建築基準法第四十四条の第一項ただし

書きの規定の改正でございますが、た
だいまお話しのように、従前は四十四

条の除外規定といたしましては、特に公
益上必要なものというふうな原則とし

て限定されております。今回はさらに
これを緩和することといたしました。公

益上必要なものだけでなく、公益性
がある程度あれば、それに準じて認め
てもいい場合を考えまして今回提案い

たしたのでございますが、それは建築
物の種類といたしましては具体的に

政令で定めることといたしてございま
す。ただいま政令の案として考へて

おりますことは、大体道路の上空に設
ける通路というふうなものを考へてお

りまするが、単に通路というふうな規
定の仕方だけでは、やはり公益性の点

で疑義を生ずる場合が予想されます
ので、通路をさらに限定したいと思

考へております。そこで政令におきま
しては、通路なら何でもよろしいとい

うわけではございませんで、通路を大
体三つのグループに限定したい。

すなわち学校、病院その他それらに類
する建築物に設ける通路で、学校の生

徒とか病院の患者等の危険防止のため
に必要なもの、これが一つでございます

。第二は、多数人の通行に供するも
のまたはたくさん物の輸送に供す

るもので、道路の交通の緩和に寄与す
るもの、これが第二でございます。第三

といたしましては、建築物に設ける避
難通路として必要なもの。以上のよう

に、通路と申しまして、公益性を相
当持つておるものというふうな限定し

て考へたいと思つております。

○三編委員 その場合、この特定官庁
が許可した場合、行政庁が許可さ

れば、これは私人でも差しかえない
かどうか、この点一つ……。

○鬼丸政府委員 お話のように、許可
の相手は私人でも差しかえないわけ

せん。私人の場合も許可されるわけ

でございます。

○三編委員 そこで具体的な問題で
お尋ねしたいと思つておりますが、過

日非公式でわれわれは渋谷駅前、名
前は跨道橋という表現であります、

この実際の状況を見てきたのであり
ます。これは渋谷駅の庁舎から駅前の

広場を越えまして東急文化会館の背
面の方へ連なるものであります、あ

いったものが今度は合法的で、何ら法
的に差しきわりなくどんどん作つて

いくことができる、このように解釈し
てよろしゅうございませうか。

○鬼丸政府委員 お話の例として東急
の文化会館と東急の駅との間の通路が

出ましたが、あの場合は建築基準法
上、公共用歩廊に類するものとして

まして、かつ公益上必要なものとし
て適法に処理されております。お話し

のように、ああいう種類のものが今回
の改正法案によって今後どの程度認め

られるかという点でございますが、こ
れは具体的なその場所の条件によるの

で、簡単に申し上げかねるのでござい
ますが、と申しますのは、先ほど申し

上げました通路に該当いたしましたし
ても、実際の許可に当りましたは、許可

方針に基いて厳重な審査をいたす予定
でございます。ことに道路管理者、そ

れから消防関係者、交通取締りの警
察、学校等と十分協議を尽しまして、

これら関係者の意見が一致した場合に
のみ許可したいというふうな根本的

に考へておりますから、個人の、た
とえばそういう店あるいは会館等が設

ける通路につきましましては、ちよつと一
がいに許可になるかどうか、ここでは
申し上げかねます。

でわかるのでありますが、現在ああ
いうのができておるわけですが、あれ

に対するところの当局の見解はどう
ですか、これを承わりたい。

○鬼丸政府委員 先ほど御指摘の、東
急文化会館と東急の渋谷駅庁舎とを

つなぐ通路は建築物でありまして、基
準法上適法に確認されておりますの

で、私もといたしましては、あれは
あれで差しかえない、法律上は差し

つかえない、かように考へております。
○三編委員 そこでお尋ねしたいので

あります、ただいまお話しになりま
した中で、建築物に設ける避難通路と

お話しになったのであります、私
がそこへ行つてみまして、率直に申し上

げて、実際非常にいいものな、また大
衆に利便を与えるいいものができた、こ

ういう感じを持って私見したのであり
ますが、やはり一つ疑問に思ふ点は、あ

の幅員が一定しておらないのです。
ある箇所へいって狭くなつてお

ります。ああいうことが、私今あなた
のおっしゃる避難通路として必要なも

の条件に当てはまらないのではない
かと思ひます。と申し上げますのは、

入口から入つてすつと広く通行でき
るでしょう。そこに何か事故が起つた場

合に——相当の人が通るといつてお
られるのですが、あれが急に狭まつて

おる。ああいう状態では、いざという
ときに私は何か問題が起るのではない

かというのをちよつと感じたのであ
ります。あれはどうかして同じ幅員で

と突き抜けることができなかったの
でしょうか。ああいうことが許される

という場合は、私はやはりちよつと行き
過ぎではなかつたかと思ひますが、

作ったら、通行する道路は道路といたしまして、あの上に五階でも六階でも建築を許可する、というよりも、建てることができるとかどうかという事です。私あれだけの空間を利用したのだから、もう一べんあの上に建築をして、やはり十分空間を利用するということですが、実際問題としては非常に効果的でないかと思うのですが、これに対する御所見はどうですか。

○鬼丸政府委員 今回の四十四条ただし書きの規定の拡張といたしまして、先ほど申し上げましたように道路、しかも限定された通路を考慮しております、そのほかに店舗、事務所等の建築物を道路の上に認めるといふことは今回は考えておりません。と申しますのは、これは道路法上の根本的な問題もございまして、道路法上、占用の対象物件といたしまして、現在法律に道路というものがございまして、今回の建築基準法の改正で通路を認めますと、単にこれは基準法上許可するかどうかという問題だけでなく、道路法上の占用の許可の問題にもなります。つまり二つの法律がござるわけでございまして、店舗等を認めるということになりまして、道路法上根本的に考え直さなければならぬという点がございまして、また今度の段階では、都市計画上の観点、すなわち安全上、防火上あるいは衛生上、建築物の利便の問題、あるいは都市の環境というよ

うないろいろな点からいたしまして、道路に限定して、しかも公益性のあるものにはばっていくことが妥当である、それが道路法上の占用の規定とも法律上ちよとマッチしますから適当である、かように考えた次第であります。

あります。

○三鋼委員 道路法上制約を受けるから、道路以外のそういう店舗とか事務所とか、そういうものは建てさせないという御趣旨でありますけれども、私それはおかしと思っております。もし必要があれば、道路法を改正してでも、とにかく東京都内におきましては土地というものは非常に高価になって、その利用度というものは制約されているのですから、どんな空間に伸ばしていく建前にならなければならぬ、そういう点から、僕はあるだけのものを作った、もう少し基礎をしっかりとさせて、あそこは何階でも建て、店舗でも事務所でも作った方が、僕にはやはり経済効果からいっても非常にいいのではないかと思っております。今後はそういう問題は起きてこないでしょうか。

○鬼丸政府委員 将来におきましては、御指摘のような問題がその地域、場所によっては出てくると思っております。ただ先ほど申し上げましたような事情で、道路の利用価値を妨げるようなおそれも出てくることを懸念いたしません。ただいまお話をよく、基礎をしっかりとすること、柱を立てるといふような話もありませんが、今度の場合は通路でございまして、できるだけそういう柱などをなるべく認めたくないという気持ちもございまして、そういうような点から、通路だけに限定することが妥当である、将来の問題はまたいろいろ事態に応じて検討はいたさなければならぬと思っておりますけれども、今回の改正の機会に、通路にしばることが適当であると考えております。

○三鋼委員 この道路を利用する立場から考えますと、先ほどの議論を繰り返すことになるのでありますが、やはり道路がずっと見通せることが大きな条件の一つだと思っております。そういう意味から申しますと、先ほどの出っばっていているあの問題は、やはり私は重要視して見ますから、これは一つ十分今後の対策、それから現在のものに対する処置を何とか考えてもらわなければならぬ、このように思っています。

○二階堂委員 ちよと関連して、御意見だけをきくは承わっておきたいと思っております。今具体的に三鋼委員の方からいろいろ質問があったのでございまして、将来はああいう建築物については慎重に考えていきたい、こういうふうな鬼丸さんの御意見なんです。が、現実にああいう建築物ができておるわけなんです。そして東京都が合法的といつて許可しておる。そういういたしますと、同じようなケースを、たとえばある人が東京都に申請した場合、今回提案になっております法律が通過いたしましたとしても、現実にああいうものができてしまつておれば、それを許可しないといふことは私は不可能であろうと考えるのであります。そういうふうな場合をわれわれは考えることができるかと思つておる。一方では合法的にやつたとおっしゃるし、また今回の法律をお出しになっておる点からいいますと、将来どうも問題になるような点もあるかと思つておる。慎重に考えていきたいという御意見なんです。そういう今問題になっておるよう

な許可願いが実際に出た場合、これはやはり許可しないというわけには参らぬと思つておる。そうしますと、今回提案されておりますこの一部改正の法律が通りまして、そういう改正は、結論からいいますと、私は必要だと思つておる。私はいかにもいいじゃないかと思つておる。私はここに問題があると思つておる。あの建築物そのものは、私行つて見まして、非常にいいと思つたのです。が、どうもしかし先に作つてしまつて、あとからあれを合法化しようといつたような、どっちかという、特定の業者の利益のために、ああいうものを作つてしまつて、そして合法化してもらおうといふような、ごまかしの考え方があつたんじゃないか。私はそういうことは法の精神からいって問題だと思つておる。今後あなたとしては、ああいう同じようなケースが出た場合、一体そういうものはいかぬから作つてはならぬといふようなことは言われなはと思うのですが、そういうふうなことが起つた場合には、どういふふうな善処されるつもりですか。

○鬼丸政府委員 ただいまお尋ねの、ああいう東急の駅舎からの通路と同じようなケースが出た場合には、許可の方針としてどういふふうにお尋ねかというお尋ねでございまして、同じようなケースが出て、また周囲の環境も害しない、安全、衛生、防火上も差しつかえないと思つた場合には、当然許可に相なると思つておる。なお私の説明があるいは少し足りなかつたかと思つておるが、東急の駅舎の通路は、確かに建築物としては文化会館にくついでありますけれども、これは現行法による公共用歩廊に類する、公益上必要なものであるとして、歩廊である、歩廊に準ずるものであるといふことで確認されておりますので、今回は特別な許

可に引つかける。他のケースとは少し違つたのじゃないかと考えておられます。ただ今回の改正におきましては、公共用歩廊そのものを許可に引つかけました、将来は公共用歩廊に類するものも当然許可の対象になるというふうなことは、今回の改正に盛り込んでおりました。とは、今回の改正では公共用歩廊に類する、公益上必要な通路として確認されておることでございます。

○二階堂委員 その点は、私はきょうはあまり議論はいたしません。が、合法的に許可されておると言われますが、この建築基準法の四十四条に照してみました場合に、あの歩廊は公共上必要な建物だ、こういうふうにお考えになりますか。

○鬼丸政府委員 現行法の規定の運用上はあの施設は公共用歩廊、それらに類する公益上必要な建築物で、通行上支障のないもの、これに該当するものと考えております。従いまして、これはいわゆる確認行為をすれば足りるということになるわけでございまして。

○二階堂委員 これはいろいろ法律を合法的に考えれば、そういう解釈は、はでさと思つておる。しかし実際は、あの歩廊は東横デパートと文化会館をつなぐ目的のために、私は作られたものじゃないかと思つておる。ただあれを合法化するために六メートル道路、この道路も実際は道路ではない、幅は六メートルあるようでありまして、曲り曲つた道なんです。しかもその道路に出るところは、先ほど三鋼委員が言われたように急に狭くなつてきておる。建物突き出てきております。しかも文化会館の入口は非常口と称して小さな窓が一つありま

す。将来今審議しておりますこの法律が通過した際には、おそらくあつた小さな入口では私はだめだと思つておられますので、将来大きな入口を作るんじゃないか、これは見え透いておられます。なおまた地下鉄の高架と言いますか、橋がありますが、あの橋よりもよほど高さが低い。なぜ低く作つたかという、東横デパートの二階と文化会館の二階とをつなぐために作つた歩廊だ、こういうふうな考へるので、これは明らかに自分の商売のために、自分たちの利益のために設けた歩廊だ、こう言われても、そうでないという事は、私は言えないと思つて、これは高さが法律上異議がないということ、東京都は許可したのではなからうかと思つておられますが、どう見たつて、これは自分の商売のために作つたものである。それをやかましく言われると困るから、合法化しようという事で、一方は六メーター道路に通つておられます。しかも六メーター道路に行く人は何十分の一なんです。東横デパートと文化会館に行く人は相当たくさんあります。ところが六メーター道路に通る人はほんのわずかなんです。ああいうふうになつておられますから、これは公共用の歩廊だ。東京都にお願ひして、そうして許可してもらつたのだからいいじゃないか。現に文化会館の山本という専務は、私に對してそうでありませぬ。いろんなことをお尋ねしたところが、いや私どもは合法的に許可してもらつておられます。もし異議がありましたら、あれは公共用の歩廊でありますから、國の方で勝手に作つて下さい。こういうことを私に言われた。まさしくそういうような氣

持で東京都に出願をして、こういうものを作るのだから許可しろ、こう言われたと私は推察できるのであります。そういうふうなことで許可願ひを出して、どんなあつたものができていくという事になりますと、現在われわれが審議しようとしておる一部改正法律の精神に私は沿わないような気がいたしましたのであります。そこに私は問題があると思つて、これは明らかに自分の商売のために作つた道である、私はこういうふうな考へるわけでありませぬ。この点はおそらく鬼丸さんもそういうふうな建物じゃなからうかと内心は考へておられるんじゃないかと私は思つておられます。そういうことを東京都が勝手にやつたら、しかもあとからあなたの方にこういうものができてしまつて問題になつて、われわれがいろいろ意見を言つて、苦しまぎれに合法的に許可しておるのだ、こういう御答弁をせざるを得なくなつておられます。そういうことが今後行われるという、監督者の立場におられる建設省のあなた方としても、非常にお困りになつておられます。そういうことを嚴重に今後監督をされ、また慎重に善処して、許可をされる前に東京都が建設省の方に相談をなさるべきかどうかわかりませぬが、こういうものを作るがどうか、どうかという事、意見を東京都が聞いたことがあるかどうか。その点はどうなつておられますか。

○鬼丸政府委員 現行規定によります確認の手続は、特定行政庁の建築主事の責任において処理するということになつておられますので、これは一々本省には来ませぬ。よほど特殊なケースの問題のときは、たとえば紛争の種になつておるといふような場合には、訴訟その他の形式で参ることがございませぬけれども、普通確認行為といふのは、特定行政庁の責任においてやるという建前になつておられますので、参りませぬ。ただ今後はあつた類似のケースにつきましては、許可といふことになりまして、先ほど申し上げましたように警察、消防、あるいは道路関係者等と連絡協議会のようなものを作つて、十分意見を尽させるというふうなシステムを考へて参りたいと思つておられます。特定行政庁自体におきましても、慎重にならざるを得ませぬし、許可行為といふことになりまして、本省といたしましては許可方針、基準等を示しまして、相当嚴重に取り扱ふといふことになりまして、今後はそういうふうな嚴重な取扱いをやつて参りたいと思つておられます。

○二階堂委員 あまりきつたお聞きしたくないのですが、東京都にこの出願をいたしました、これは東京都に東京電鉄社長五島昇が出ておられるので、これを許可するときに条件が付けられておられます。その条件の第四に広告物を掲示しないといふようなことが出ておられます。ところが東横から文化ホールに行く入口のところに「東横文化ホール入口」とちゃんと書いておられます。それからあの大きな広告ですか、あれを見ても、この歩廊は東横文化ホールに入る道だと書いておられます。公共用の歩廊でも何でもないじゃないか。そういうことがちゃんと書いておられます。しかもこの文化ホールの横丁の方にネオンで大きな広告が出ておられる。この許可の条件にも合つていな

い。一方の方では公共用の歩廊でありませぬ、こういうふうな言つておられるが、あの東横デパートの入口のところには堂々と「東横文化ホール入口」と掲示されておられます。これは小さいことですが、自分のために作つた歩廊でありませぬといふことが書いておられます。そういうことから考へてみましても、これは合法的だと思つておられるけれども、これはごまかしです。法の精神をごまかしであつたものを作つたんだ、こういうふうな断じて私は間違ひでないと思つておられます。これはどういふふうにお考えですか。率直にきつたはあなたの意見を聞くだけですから。

○鬼丸政府委員 それは合法性の問題とそれから法の精神に照らしての運用の實際問題と分けて考へないかと思つておられますが、法律論といつた思つておられます。先ほど申し上げておられますように合法的であると思つておられます。しかしその實際の建築主のねらいがあるいは確認された建築された後に於ける運用の点になりまして、適切を欠くものがあるんじゃないか。私もつぶさにあつたことを視察いたしました、そういう感じはいたしました。ただそれは實際問題でございませぬ。法律論をいたしますと、どうも確認行為といふのは、技術的な基準に適用しておれば認めなければならぬといふのが、今の建築法上の確認行為といふものに対する本質的な考へ方になつておられます。昔の市街地建築物法時代は、認可といふことである。今の行政庁が条件をつけて思つておられるのは、どうも特定行政庁の裁量するよふな意味における条件、つまり許可と同じよふな意味に

おける条件をつけて、やかましく言うという点が實際はできないよふな状況になつておられます。今回はあつた事例にもかんがひまして、許可といふことと一つ新たにやかましく取り扱つていこう、こういうふうな考へておられます。

○二階堂委員 もう一点伺ひますが、それは法律上は合法的であつてもごまかせばどうでもできる、こういうよふなことになると、われわれが幾ら法律を一生懸命に審議しても、實際はごまかされて適当にやれるのだといふことになる。東京都あたりはいろいろな知恵者も多いことだし、どんなことをやるかわからぬ、そういうよふなことを私は心配するわけです。

なおこれはあなたの方で答弁いただけるかどうかはわかりませぬが、あつたよふな中央に道に出る階段がありませぬ。あつたよふな道局の方に聞いたところ、道路上の道路だといふことになつておられる、そういうよふな解釈していいですか。

○鬼丸政府委員 お説の通りあれば道路上は道路として占用許可の対象になつておられます。

○二階堂委員 道路法の占用許可の基準には「道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号の一に該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためになつておられる。これは道路の敷地外に余地がない」といふこと、この道路の占用といふものが許される、こういうよふな余地がないといふことにも若干はあつたよふな疑義があると思つておられますが、なおまた道路法上の道路であれば、その道路にあつたよふな階段を勝手に

作ることではあることになるわけなんです。たとえこれは問題が違うと思いますが、丸ビルから東京駅にああした歩廊を作り、そうして丸ビルの横丁に道に通ずる階段を作る、これも合法的になる。しかもその道路法上の道路のまん中のところに人が通る階段を作ってしまう、これもできるわけなんです。そういうことも事実でいてのだから、これから作ろうと思えばできるわけなんです。そこに私はいろいろ問題があると思うのです。そういうようなことも将来考えられるわけなんです。こういう点に対して鬼丸さんはどういうふうにお考えになりますか。

○鬼丸政府委員 道路法上の占用の許可方針につきまして、私はここで責任あるお答えを申し上げかねる点もございますが、私の承知いたしておるところでは、この三十三条の許可基準に照らしまして、道路法三十二条の「鉄道、軌道その他これらに類する施設」に該当するものとして占用を許可できるというふうな何ってあります。それで今後ああいう類の通路を設けるという申請が相当あると思いますが、その場合には道路交通上支障ないようにするために、道路局におきましても、この許可基準だけでは足りない点がございまして、道路法の施行令の一部改正を考えておるようございまして、その改正にはその最低の高さ等を施行令において規定して、許可の運用に誤りなきを期したい。これは道路局の方の意向をお伝えするわけであります。かように考えております。

○三鋼委員 ただいまの鬼丸さんの御答弁で、道路法の施行令の一部改正を

しなければならぬといったような気持を、道路局で持っておるということをお聞きしたのでありますが、今どなたも道路局関係の方は見えておらないようでありまして、これはまた次の委員会に御質問申し上げることとして、きょうは道路局に対する質問は保留させていただきます。

次に改正点の第二点であるところの商業地域内、かつ、準防火地域内にある建築物で、建築面積の敷地面積に対する割合を七割をこえてはならないというのが従来の規定であったのでありますが、今度は耐火構造の建築物については、防火上若干これを緩和しても差しつかえないと考えられるから、これを緩和した。この限度を八割くらいにするということでありまして、これは大へん私にこうだと思っております。しかし一面これに対する科学的根拠と申しますか、防災、防火という見地から果してこれでいいのかという懸念があるものであります。と申しますのは、一旦火災が起きますとすると、木造建築も耐火建築も、ほとんど一様に一なめにやられてしまうというのが現在の実際の姿ではないかと思うのです。そうすれば、土地を高度に利用するという点からいえば、大へんけつこうな思いやりのある改正点だと思っております。貯水池とか消防用水道、こういったもの施設を関連して、これで妥当かどうか、あとからあまりに密集したためか、適当なところの防火処置ができていなかったという結果を招かないか、こういう点を心配するのではありませんか、科学的根拠というところと大げさであります。広げることにはけつこうだ

けれども、そういう災害の場合に対処する考え方、私たちが納得できるように御説明願いたいと思う。

○鬼丸政府委員 今回の改正案の内容の一部といたしまして、商業地域内の準防火地域内にある耐火建築物につきまして、建築率を八割に緩和することを御提案申し上げたのでありますが、お尋ねの防火上八割に緩和することが適当であるかどうか、あるいはその合理的根拠がどこにあるかという形についてでございます。思いますが、実は商業地域内で準防火地域と申しますのは、いわゆる張りボテと称します。木造にモルタルを塗ったような建築物も認められておる地域でございます。そこでそういうものは、お話のように防火上も相当心配される建築物でございますから、従来通り現行規定の七割で押えまして、耐火構造の建築物のみを八割にすることはまず差しつかえないじゃないか。と申しますのは、一面建築物の高さの制限と道路幅あるいは広場なりまわりの空地との関係において、建築物の高さは制限されております。これは現行法通り制限されております。これは、消防活動その他の点は、高さの面から押えられている点で差しつかえないじゃないか。そうすると単に建坪のふえ方が一割ふえる、こういうことに相なるわけでございまして、防火上も一割程度建坪をふやすことは差しつかえないじゃないか。それかなら御参考に申し上げます。いわゆる防火地域内における耐火建築物につきましては建築率を百パーセント認めております。一はいはい差しつかえないというふうな、すでに現行規定でそういうふうに取り扱われておりますので、

それとの権衡も考えて一割だけ緩和するということにいたしましたような次第でございます。

○薩摩委員長 それでは本日はこの程度にとどめ残余の質疑は次会に行います。

この際政府より新潟県分水町及び北海道木古内町の火災につきまして発言を求められております。これを許します。鬼丸政府委員。

○鬼丸政府委員 まず新潟県分水町の火災の概況とその対策でございますが、これは御承知のようにすでにいろいろな措置が講じられておりますが、火災発生後直ちに災害救助法が発動されまして、罹災者を公衆施設に収容するほか、応急仮設住宅の建設が目下進められております。この災害につきましまして、罹災世帯が約二百八十世帯ございまして、町の中心部を占めておられます。全焼が二百五十五戸、半焼が十六戸というふうな焼失状況でございます。

そこで建設省といたしましては、まず住宅金融公庫による融資の対策を目前下進めておまして、従来の災害の場合の特別貸付を勧奨いたしますとともに、先般御審議の結果成立いたしました公庫法の改正による新しい災害復興住宅に対する特別融資を行うことになりました。その準備を進めておりましたが、町の要望等も十分聴取いたしました結果、公庫といたしましては両者合せて約八十戸程度の戸数に対する融資をいたしたいと考えているのでございます。

費用の三分の二を補助する建前になっているものでございまして、この点も地元の要望を十分伺いまして、滅失戸数の約三割に相当する戸数を予定いたしました。本年度建設分を三十戸、来年度建設分を二十戸と一応予定いたしました。建設を進める方針でございます。

第三点といたしましては、計画局所管に相なるのでございますが、都市計画街路事業の助成をいたしたいと考えて、目下具体的な調査を進めているような次第でございます。

次に北海道木古内町の火災の状況並びに対策でございますが、これはもうすでに御承知のように北海道の上磯郡木古内町でございまして、四月八日に出火いたしました。被害の状況は全焼が百七十七戸、これは住宅だけでございまして、そのほかに非住宅が三十戸ありまして、全焼は結局二百七戸、その罹災世帯が二百五十五世帯ということになっております。そこでこれもさっそく建設省及び住宅公庫から現在係員を派遣いたしました。具体的な調査をいたしておりますが、考えられる対策といたしましては先ほどの分水町とはほぼ同様でございますけれども、まず第一は住宅金融公庫融資住宅の融資、これは先ほど申し上げました方法と同様に扱って参りたいと思っております。ただ一般貸付のワケがどの程度にあるか、希望がどの程度にあるかという点はまだ判明いたしておりません。それから木古内町の場合は公営住宅法による災害住宅の建設をなすべき条件に該当いたしておりませんので、これは行政措置によりまして実質的に災害復興住宅制度と同じ趣旨のを行なって参りたい

それから第二の対策といたしましては、公営住宅法による災害公営住宅の建設でございますが、これは国がその

いと考えております。その他防火帯等の補助、あるいは都市計画——またこれは決定いたしておりませんが、都市計画決定をやって街路の事業等を行うかどうかという点につきましては、現在計画局におきまして研究いたしておりますが、現地調査の結果と相待らまして今後検討いたして参りたいと考えている次第でございます。

以上簡単でございますが、御報告を終わりたいと思ひます。

○薩摩委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十八分散会

〔参照〕

高速自動車国道法案(内閣提出)に関する報告書

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕